

釧路市物価高騰対策消費者支援事業業務委託  
(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)  
公募型プロポーザル募集要領

令和8年2月

釧路市 産業振興部 商業労政課

## 目 次

1 公募概要	1
(1) 業務名称	1
(2) 目的	1
(3) 業務内容	1
(4) 契約期間	1
(5) 委託金額の上限額	1
(6) 資料の配布	1
(7) 参加資格要件	1
(8) 問合せ先及び提出先	2
(9) スケジュール	2
2 質問書の提出及び回答	2
(1) 提出様式	2
(2) 提出方法、提出先及び提出期限	2
(3) 質問書の回答	2
3 参加表明	3
(1) 提出書類	3
(2) 提出方法、提出先及び提出期限	3
(3) 参加辞退	3
4 企画提案書等の提出	3
(1) 提出書類	3
(2) 企画提案書の作成	4
(3) 企画提案書別紙の作成	4
(4) 價格提案書の作成	4
(5) 留意事項	4
(6) 提出方法、提出先及び提出期限	4
5 受託候補者の選定	5
(1) 審査方法	5
(2) 審査基準	5
(3) 審査会の開催	5
(4) 審査結果	5
(5) 失格事項	5
6 契約事項	6
(1) 契約手続き	6
(2) 著作権等の取扱	6
7 特記事項	6
(別表) 審査基準	7

## 1 公募概要

### (1) 業務名称

釧路市物価高騰対策消費者支援事業業務委託  
(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)

### (2) 目的

食料品等の物価高騰による市民生活の負担増を踏まえ、市民の生活を支援するとともに、地域経済の活性化を図るため、市民1人当たり10,000円を世帯単位で電子クーポンにより給付する。

### (3) 業務内容

別紙「釧路市物価高騰対策消費者支援事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

### (4) 契約期間

契約締結の日から令和9年1月29日(金)まで

### (5) 委託金額の上限額

1,641,604千円(消費税及び地方消費税並びに電子クーポン発行原資を含む。)

#### 【内訳】

電子クーポン発行原資 1,520,000,000円 ※非課税

本業務に係る経費 121,604,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※電子クーポン発行原資(以下「預託金」という。)の額は、上記の金額で見積りすること。

※本業務に係る経費(以下「委託料」という。)の額は予定価格ではなく、提案内容の規模を示すものであり、価格提案書の金額がこの金額を超える場合は失格とし、提案内容の審査は行わない。

### (6) 資料の配布

釧路市公式ホームページからダウンロードすること。

### (7) 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに応募する者(以下「応募者」という。)は、次のいずれかの要件を満たす者でなければならない。ただし、受託候補者を決定するまでの間、参加資格要件を満たさなくなった場合は、応募を取り消すものとする。

ア 単独企業の応募者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 本業務に類似する電子クーポン発行業務等の受注実績を有する者であること。
- ② 日本国に本店、支店又は営業所を有していること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- ⑤ 法人税(国税)及び法人住民税(本業務を実施する事業所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税をいう。)について、未納がないこと。
- ⑥ 釧路市暴力団排除条例(平成24年釧路市条例第33号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- ⑦ この要領に基づく参加表明の日から選定結果の通知日までの間に釧路市建設工事等指名停止等

取扱要綱の規定による指名停止措置を受けていないこと。

イ 複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）の応募者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① コンソーシアムは自主結成とし、構成員間で協定書等を締結していること。
- ② コンソーシアムの構成員に、上記アの①の要件を満たす者を含むこと。
- ③ コンソーシアムの全ての構成員は、上記アの②から⑥の要件を全て満たす者であること。
- ④ コンソーシアムの構成員は、本件プロポーザルにおいて、単体企業として応募すること、又は他のコンソーシアムの構成員として重複して参加する者ではないこと。
- ⑤ コンソーシアムの構成員の中から代表者を決定していること。

#### (8) 問合せ先及び提出先

釧路市産業振興部商業労政課

〒085-8505 北海道釧路市黒金町7丁目5番地（釧路市役所本庁舎4階）

TEL : 0154-31-4548 Mail : sho-shougyourousei@city.kushiro.lg.jp

※問合せは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時50分から午後5時20分までとする。

#### (9) スケジュール

項目	日程（いずれも令和8年）
公募開始（参加表明受付開始）	2月12日（木）
質問書の提出期限	2月16日（月）午後5時まで
質問書に対する回答	2月17日（火）
参加表明の提出期限	2月18日（水）午後5時まで
参加資格要件審査結果通知	2月19日（木）
企画提案書等の受付開始	2月20日（金）
企画提案書等の提出期限	3月5日（木）午後5時まで
企画提案書要件審査結果通知（書類審査結果）	3月10日（火）
プレゼンテーション	3月13日（金）予定※市が指定する時間
審査結果通知・公表（プレゼンテーション審査結果）	3月19日（木）
委託契約締結	4月1日（水）予定

※公募型プロポーザルに関する提出書類は、上記スケジュールの期日までに必着のこと。

## 2 質問書の提出及び回答

### (1) 提出様式

質問書（様式第5号）

### (2) 提出方法、提出先及び提出期限

PDF形式で電子メールにより提出すること。提出先及び提出期限は、1-(8)及び(9)のとおり。

また、電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問（参加表明予定者名）」とすること。

### (3) 質問書の回答

質問書に対する回答は、1-(9)の期日に釧路市ホームページにすべての質問及び回答を掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問

者に対してのみ回答するものとし、釧路市ホームページへの掲載は行わない。また、質問の内容によっては回答しないことがある。

### 3 参加表明

#### (1) 提出書類

No.	提出書類	様式	数量
1	参加表明書	様式第1号の1 様式第1号の2	データ (PDF)
2	会社概要	様式第2号	
3	暴力団等排除措置に係る誓約書	様式第3号	
4	国税及び地方税の納税証明書の写し (発行から3か月以内のもの)	国税様式	
5	直近3期分の決算書等の経営内容が把握できる書類 (写し可)	任意様式	
6	履歴事項全部証明書 (発行から3か月以内のもの)	法務局様式	
7	コンソーシアムを証明する協定書の写し (コンソーシアムで応募予定の場合のみ)	任意様式	

※コンソーシアムでの応募予定者は、全ての構成員候補のNo.2~6を提出すること。

#### (2) 提出方法、提出先及び提出期限

PDF形式で電子メールにより提出すること。提出先及び提出期限は、1-(8)及び(9)のとおり。

#### (3) 参加辞退

参加表明後、都合により本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに1-(8)に記載のメールアドレス宛に辞退する旨を電子メールにて通知するとともに、同提出先に参加辞退届(様式第6号)を提出すること。なお、参加辞退に起因して生じる損害は全て事業者の負担とする。

### 4 企画提案書等の提出

#### (1) 提出書類

No.	提出書類	様式	数量
1	企画提案書	様式第4号の1 様式第4号の2	データ (PDF)
2	企画提案書別紙(正本)		
3	企画提案書別紙(副本)		
4	価格提案書		
5	プライバシーマーク又はISMS認証(ISO27001)を取得していることを証明する書類の写し	所定様式	

## (2) 企画提案書の作成

- ア 企画提案書に添付する業務受託実績書は、過去3年間に、国・地方公共団体又は民間事業者との間で契約・履行した主な類似業務受託実績について記載すること。
- イ 企画提案内容は、仕様と合致した内容とし、企画提案書別紙と整合性を図ること。

## (3) 企画提案書別紙の作成

- ア 表紙及び目次を除いて20ページ以内とし、表紙及び目次を除いたページを1ページとして番号を付すこと。
- イ 作成に当たっては、本要領及び仕様書と整合性を図ること。
- ウ 専門的知識を有しない者であっても理解し易いものとすること。
- エ 必ず業務スケジュールを含むこと。
- オ 副本は、社名・所在地・システム名・ロゴマーク等を黒塗り又は削除し、提案者が特定できないようにすること。

## (4) 価格提案書の作成

- ア 仕様書等に掲げる条件に留意し、作成すること。
- イ 見積対象範囲は、仕様書に掲げる業務内容のとおりとするが、業務に係る委託料上限額の範囲で、本業務や市の関連する取組に対して実効性が高いと考えられる内容を提案者が独自に提案することができるものとする。

## (5) 留意事項

- ア 本件プロポーザルの応募に要する費用は全て提案者の負担とする。
- イ 価格提案書及び企画提案書は1案のみとし、複数の提案は受け付けない。
- ウ 提出期限以降における書類の追加、変更及び再提出は認めない。ただし、釧路市が書類の差替、変更又は取消しを認めたときはこの限りではない。なお、市は、内容についての疑義の照会や追加資料を求める場合がある。
- エ 提出されたデータは返却しない。また、内部資料として複製する場合がある。
- オ 提案内容については、見積額以内で実施できることを確約したものとみなす。
- カ 企画提案書等は、釧路市情報公開条例（平成17年釧路市条例第24号）の対象となることから、開示請求により公開される場合があるため、公開されることにより提案者が不利益を被るおそれのある技術情報その他の企業秘密が含まれないよう注意すること。

## (6) 提出方法、提出先及び提出期限

PDF形式で電子メールにより提出すること。提出先及び提出期限は、1-(8)及び(9)のとおり。

## 5 受託候補者の選定

### (1) 審査方法

参加要件資格審査	事務局において、提出書類と本要領を照合する。
書類審査	事務局において、提出書類及び仕様書を照合する。 ただし、応募が5者を超えた場合は、審査委員において提案書等の内容を審査基準に基づいて評価し、上位5者程度をプレゼンテーション審査の対象として選定する。なお、この評点はプレゼンテーション審査の評点と合算しない。
プレゼンテーション審査	厳正かつ公平な審査を行うため、市が設置する「釧路市物価高騰対策消費者支援事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）において、提案者が口頭で説明（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）を行い、審査委員が5段階評価により評価する。

### (2) 審査基準

別表「審査基準」のとおりとする。

### (3) 審査会の開催

日 時	令和8年3月13日（金）のうち市が指定する時間
開 催 方 法	原則として、対面形式で実施する。（会場：釧路市役所） ※公共交通機関の運休、自然災害、その他不可抗力と認められるやむを得ない事情により、提案者が会場へ来場することが困難であると市が判断した場合に限り、オンライン会議システム（Zoom等）を利用した出席を認める。
説 明 者	本業務の主任者として想定している者を主たる説明者とすること。

### (4) 審査結果

#### ア 書類審査結果の通知

書類審査の結果は、自己の結果のみを全ての提案者にメール及び書面で通知する。

#### イ プrezentation審査結果の通知

プレゼンテーション審査の結果は、自己の結果（評価点及び順位）のみを全ての提案者にメール及び書面で通知するとともに、審査結果の順位が最も高い者のみを釧路市ホームページに掲載する。

#### ウ 審査結果に対する異議申し立て

審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けない。

### (5) 失格事項

#### ア 仕様と合致していない場合

#### イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

#### ウ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合

#### エ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

#### オ 見積額が市の提示する業務に係る委託料上限額を上回る場合

#### カ プrezentation審査に参加しなかった場合

キ その他、不正な行為があった場合

## 6 契約事項

### (1) 契約手続

- ア 企画提案書等について、受託候補者と協議の上、地方自治法第 234 条に定める随意契約の方法によって委託契約を締結するものとする。ただし、当該協議が不調のときは、審査委員会による審査結果の順位が高い者から順に契約締結の協議を行う。
- イ 協議の内容によっては、提案内容の一部を変更することができる。
- ウ 契約の締結に当たっては、契約金額 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、釧路市契約規則第 30 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

### (2) 著作権等の取扱い

本業務による成果品の著作権等は、原則、釧路市に帰属するものとし、釧路市は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、隨時利用できるものとする。

## 7 特記事項

本業務に係る予算は、令和 8 年第 2 回釧路市議会 2 月定例会において審議されることから、当該予算が議会において否決又は減額された場合は、受託候補者と契約できない場合があるため、あらかじめご了承いただきたい。なお、その場合は受託候補者に速やかに通知する。

(別表) 審査基準

項目			審査の視点	配点
大	中	小		
業務遂行能力	—	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の目的を深く理解し、仕様を遵守した上で、全市民を対象とした規模に耐え得る人員・組織体制が構築されているか。</li> <li>・市との役割分担を理解し、緊急時の連絡体制や意思決定フローが明確かつ迅速か。</li> <li>・市が予定しているスケジュールが実現可能となっているか。</li> </ul>	40
		実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体で類似の電子クーポン事業等の受託実績があり、その際の課題解決事例等が本提案に生かされているか。</li> </ul>	20
業務内容	システム関連	構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様で定める利用者・加盟店舗向けの機能を網羅しているか。</li> <li>・個人情報や加盟店情報などの情報漏洩防止策があるか。</li> </ul>	20
		運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子クーポンの偽造や不正利用、加盟店舗による架空決済や不正な換金請求を検知・防止する具体的な仕組みがあるか。</li> <li>・システム障害発生時の復旧手順やバックアップ体制があるか。</li> </ul>	40
	利便性・独自性	《利用者》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル機器の保有状況や習熟度を問わず、誰もが利用できるよう物理媒体との併用がされる提案となっているか。</li> </ul>	120
		《加盟店》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加盟店舗の参加コストやオペレーション負荷を最小限に抑える技術的・運用的な提案があるか。</li> <li>・効果的な加盟店舗募集の具体策に加え、特に利用者提示型に対応した加盟店舗を重点的に確保するための努力や工夫がなされているか。</li> </ul>	
運営関連	利用者対応	《独自性》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の利便性を高め、地域経済への波及効果を最大化するための独自の工夫があるか。</li> <li>・利用者や店舗の理解度を高める周知方法などの工夫があるか。</li> </ul>	40
		《加盟店舗対応》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が行う利用者への発送業務が滞りなく実施できるよう、発送物の仕様や納品形態が最適化されているか。</li> <li>・ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障がい者等にも分かりやすい発送物・操作説明となっているか。</li> <li>・コールセンターの回線数やFAQの質が、利用者の問い合わせに対応できる十分なものとなっているか。</li> </ul>	
	加盟店舗対応	《多店舗対応》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多数の店舗が参加できるよう、登録申請から利用開始後のトラブル対応まで一貫したサポート体制があるか。</li> <li>・コールセンターの他、マニュアル等のサポートの具体策があるか。</li> <li>・加盟店舗への換金精算が正確かつ迅速に行われる計画か。</li> </ul>	40
		合計	80	400